平成２９年（フ）第２０１号
愛知県岡崎市大西町字南ケ原22番地21　エスポワール南ケ丘　２－Ｄ
債務者　坂田　綾子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
愛知県安城市朝日町15番13号
債務者　高橋商店こと　高橋　恒夫
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
愛知県安城市朝日町15番13号
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７５号
さいたま市見沼区東大宮４－57－26　東ハイツ205、住民票上の住所さいたま市見沼区東大宮２丁目29番地４　堀之内第２コーポ203
債務者　豊田　　猛
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９０号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎３丁目３番11号５－108
債務者　筒井　京子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
新潟県長岡市島田376番地
債務者　星　　貞子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
新潟県長岡市島田376番地
債務者　星　フヂノ
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２５７０号
大阪市西成区岸里３丁目７番18号　プレミセス岸里　401号
債務者　ピック＆ロールこと　松尾　貴司
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６７８号
大阪市生野区巽東２丁目６番４号
債務者　中川　由香（旧姓井藤）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７３５号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番114－201号、前住所大阪府豊中市新千里南町２丁目７番18－206号
債務者　中前　春夫
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１５号
岡山市北区富田317番地２　フローラルガーデンＡ棟101
債務者　靏山嘉津浩
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２３号
岡山市北区三門中町４番19号　なにわ荘101
債務者　黒田久美子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３２号
岡山県瀬戸内市邑久町百田201番地
債務者　大西　　一
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５７号
岡山市南区米倉79番地15
債務者　源　　誠一
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６２号
岡山市北区撫川1026番地９センスフルタウン西王寺２Ｂ－202
債務者　坂野　貴也
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８号
岡山県倉敷市児島赤崎２丁目２番18号
債務者　山本　清美
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部